⑷　履行期間　令和６年４月１日から令和８年３月31日
⑸　履行場所　学長が指定する場所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　国立大学法人山梨大学の契約細則第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和５年度に関東・甲信越地域の「役務の提供」のＡ、Ｂ、又はＣ等級に格付けされている者であること。
　なお、当該競争参加資格については、令和５年３月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　調達特定役務に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　国立大学法人山梨大学の契約細則第４条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。
⑸　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
　〒400―8510 山梨県甲府市武田４－４－37
　山梨大学財務部会計課経理・契約第一グループ　牧野　　愛　電話055―220―8712
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　令和６年２月26日16時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和６年３月11日11時00分　山梨大学本部管理棟一階第三会議室

４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。
　入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人山梨大学の契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Nakamura, President of University of Yamanashi
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature and quantity of the service to be required : Building cleaning service of Kofu Campus, University of Yamanashi 1 Set
⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2024 through 31 March, 2026
⑸　Fulfillment place : The places specified by the President of University of Yamanashi
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
Ａ　not come under Article 2 and 3 of the Regulation concerning the Contract for University of Yamanashi Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
Ｂ　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2023 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of service for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
Ｃ　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the procured services,
Ｄ　meet the qualification requirements which President of University of Yamanashi may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
Ｅ　not be currently under a suspension of business order as instructed by President of University of Yamanashi.
⑺　Time limit of tender : 16 : 00　26 February, 2024
⑻　Contact point for the notice : Ai Makino, Finance Department, Accounting Division University of Yamanashi, 4―4―37 Takeda Kofu-city Yamanashi 400―8510 Japan, TEL 055―220―8712
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年１月４日
国立大学法人東海国立大学機構
機構長　松尾　清一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23
○第 61 号―名古屋大学

１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　データベース使用許諾権　Web of Science　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和６年４月１日から令和７年３月31日
⑸　履行場所　機構長が指定する場所
⑹　入札方法　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）にリバースチャージ方式による国外事業者が行う事業者向け電子通信利用役務の提供に該当する金額に10パーセントを乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）（以下「特定課税仕入れ対象税額」という。）を加算した金額を入札書に記載すること。なお、入札書には内訳金額を記載すること。また、落札決定は入札書に記載された金額の比較をもって行うものとし、落札価格は入札書に記載された金額から特定課税仕入れ対象税額を除いた金額とする。

２　競争参加資格
⑴　国立大学法人東海国立大学機構の契約事務取扱細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人東海国立大学機構の競争参加資格のいずれかにおいて令和６年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、国の競争参加資格（全省庁統一資格）については、令和５年３月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けており、東海国立大学機構の競争参加資格については、東海国立大学機構財務部財務課にて随時受け付けている。
⑶　国立大学法人東海国立大学機構の契約事務取扱細則第５条の規定に基づき、機構長が定める資格を有する者であること。
⑷　機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。